

「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」
の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について

今般、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け土技第1457号）により令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

については、入札契約手続等の段階に応じ、以下のとおり、競争参加者への周知を行う等、遺漏無きよう適切に措置されたい。

1. 令和5年3月1日以降に契約を締結する工事について

令和5年3月1日以降に契約を締結する工事については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和5年3月1日以降に予算執行伺いを決裁するもの

令和5年3月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事については、新労務単価を適用して予定価格を積算することとなることから、競争参加者に対し、新労務単価を適用して見積りを行い入札するよう周知すること。

(2) 令和5年2月28日以前に予算執行伺いを決裁しているもの

「「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和5年2月14日付け土技第1457-3号）（以下「特例措置通知」という。）第二(1)に基づく対応が可能となる場合があることを周知すること。

なお、現在積算中の工事で、新労務単価での対応が困難と判断されるものは、(2)の対応も可とするが、可能な限り新労務単価で対応すること。

2. 令和5年2月28日以前に契約を締結した工事について

令和5年2月28日以前に契約を締結した工事については、今回の労務単価の改定を踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和5年3月1日において工期の始期が到来していないもの

受注者に対し、特例措置通知第二(2)に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

(2) 令和5年3月1日において工期の始期が到来しているもの

受注者に対し、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（平成26年2月3日付け土技第919号）に基づく対応が可能となる場合があることを十分周知すること。

3. 特例措置通知第二(1)に基づく具体的な対応について

(1) 措置の運用基準

請負代金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(2) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により行うこととする。

■ 特例措置等の対応表

	令和5年2月						令和5年3月								予定価格 算出単価	運用		運用根拠	
	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8					
2月28日以前に契約締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来している工事 (工事対応表のA工事)	← 2月28日以前に契約締結						●	→ 3月1日において工期の始期が到来している								旧労務単価 対応	インフレスライド 変更	インフレスライド 通知	工事請負契約書第26条 によるインフレスライド変更
2月28日以前に契約締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していない工事 (工事対応表のB工事)	← 2月28日以前に契約締結						●	→ 3月1日において工期の始期が到来していない								旧労務単価 対応	インフレスライド 変更	特例措置 第二(2)	工事請負契約書第62条
2月28日以前に執行伺い決裁済みのもので、3月1日以降に契約を締結する工事 (工事対応表のC、D工事)	← 2月28日以前に執行伺い決裁済み						●	→ 3月1日以降に契約を締結								旧労務単価 対応	単価入替 契約変更	工事・特 例措置第 二(1)	工事請負契約書第62条
執行伺い決裁が、3月1日以降の工事							●	→ 執行伺い決裁が、3月1日以降								新労務単価 及び新技術 者単価対応			

執行伺い: → 契約: ● → 工期: ● →

※ 新労務単価: 令和5年3月
旧労務単価: 令和3年3月

令和5年3月 公共工事設計労務単価の契約手続き対応表(工事)

沖縄県土木建築部 (参考資料)

	2月28日以前				対応	
	執行伺い 決裁	入札 初日	契約	工期開始	当初契約	変更契約
A工事	済	済	済	済 (3/1工期開始を含む)	・旧労務単価で契約	・インフレスライド条項の適用が可能な場合あり (契約書第26条第6項)
B工事	済	済	済	- (3/1工期開始を除く)	・旧労務単価で契約	・特例措置通知第二(2) (インフレスライド条項の準用が可能な場合あり) (契約書第62条に基づく特例措置) 余裕期間を設定した工事などが対象 (例:2/6契約済み、実工期の開始日4/1)
C工事	済	済	-	-	・旧労務単価で契約	・特例措置通知第二(1) (契約書第62条に基づく特例措置) (新労務単価で再積算×当初落札率)
D工事	済	-	-	-	・旧労務単価で契約 (特記等で旧労務単価積算を明記 (公告済みの場合は追加公告))	
E工事	-	-	-	-	・原則、新労務単価で契約 (特記等で新労務単価積算を明記) ※発注作業・手続き中の案件については 旧労務単価での契約も可とする。 (方法はD工事に準じる)	-